

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊静内駐屯地
第324会計隊静内派遣隊長 鈴木 隆司

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号
4LY61SY00390	4MN51A10002 0001		11
品名 または 件名			
ユニットハウス賃貸借（支援隊用）（4連棟）ほか2件			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
対空実射訓練支援			
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等
1.00	ST		
納地または工事場所		引 渡 場 所	
静内駐業		静内対空射撃場 前田2尉 311	
搬入場所		納 期 または 工 期	
静内対空射撃場		令和6年6月26日（水）～令和6年9月7日（土）	

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊静内駐屯地第324会計隊静内派遣隊及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
 入札日時場所：令和6年5月24日（金）9時30分 駐屯地 業務隊会議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 全省庁統一資格申請において、第2項「競争参加資格」の格付を有するもので北海道地域に競争参加資格を有する者（資格審査結果通知書（写し）を入札時に提出）
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 「入札及び契約心得」を厳守している者。
- カ 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者でないこと。

(2) 適用する契約条項

- 「賃貸借契約条項」
- 「談合等の不正行為に関する特約条項」
- 「暴力団排除に関する特約条項」

(3) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、落札価格の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

ア 第2項に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

イ 入札に関する条項に違反した入札

ウ 入札開始時刻に遅れた者の入札

エ 入札金額及び入札者の氏名が判別し難い入札

オ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

カ 電報・電話・FAXによる入札

キ 同等品で応札する際、契約担当官等に了承を得ていない場合

(5) 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく契約書を作成する。

(6) 落札決定方式

グループ別総額により決定する。落札決定に当たっては、入札(見積)書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札(見積)者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札(見積)書に記載すること。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

(7) 再度入札

再度入札は、直ちに実施する。但し、郵便による入札がある場合の再度入札は、官側の指定する日時とする。

(8) その他

ア 郵便による入札は認める。その際、グループ別に分け、封筒には「Aグループ(入札件名)入札書在中」「Bグループ(入札件名)入札書在中」と明記するとともに、5月23日(木)17時までに第324会計隊静内派遣隊へ必着させること。

この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

イ 入札に参加する者は「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

ウ 代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。

エ 入札者は次の文面を入札書に記載し、暴力団排除に関する誓約をするものとする。

「当社(私・個人の場合)、当団体(団体の場合)は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

オ 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

陸上自衛隊静内駐屯地 第324会計隊静内派遣隊 (担当:玉井)

TEL:0146-44-2121(内線350)

FAX:0146-44-2121(内線352)

キ 仕様書等に関する問い合わせ先

陸上自衛隊静内駐屯地 業務隊 総務科 (担当:前田)

TEL:0146-44-2121(内線311)

(9) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

新ひだか町商工会、新ひだか町役場、静内駐屯地第324会計隊静内派遣隊、東千歳駐屯地第324会計隊

北部方面会計隊HP: <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>

イ 掲示期間

令和6年5月10日(金)～令和6年5月24日(金)

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ （1）及び（2）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（1）又は（2）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

仕 様 書

1 目 的

本仕様書は、令和6年度第1次対空射撃訓練において年次射撃訓練及び各種試験で使用する、ユニットハウスの借上げについて適用する。

2 件 名

ユニットハウス借上げ

3 期 間

区 分	設置期間
A S P 支援隊用（4連棟）	令和6年6月26日（水）～9月 7日（土）
計測用（7連棟）	令和6年6月26日（水）～9月 7日（土）

4 場 所

- (1) 静内対空射撃場
- (2) 細部については、別紙第1「ユニットハウス配置図」による。

5 規 格

(1) 規格及び数量

使用区分	規 格	数 量
A S P 支援隊用（4連棟）	・ 5, 400mm×9, 600mm ・ 細部については「別紙第2」による。	1
計測用（7連棟）	・ 5, 400mm×16, 800mm ・ 細部については「別紙第3」による。	1

(2) 共 通

ア 出入口

鍵付き、引き違い戸（1, 798mm×2, 280mm）を基準とするも細部はメーカー仕様による。

イ 窓

(ア) 引き違い（1, 798mm×903mm）を基準とするも細部は、メーカー仕様による。

(イ) 各窓には、ブラインド又はカーテンを設置するものとする。

ウ 電気設備

(ア) 照明器具

メーカー仕様とし、1連棟あたり2～3個設置を基準とする。

(イ) コンセント

1連棟あたり1～2個設置を基準とする。

(ウ) エアコン

壁掛け用パッケージタイプ（5馬力200V）を基準とするも細部は、メーカー仕様による。

(エ) 配 線

配電板は負荷容量50A以上とし、配電盤の設置及び電気配線を確実に実施するものとする。

エ ケーブル通し穴

直径10cm以上とする。

6 その他

本仕様書の内容に明記が無いとき、不明な点又は疑義を生じた場合は、官側と協議するものとする。

仕様書番号	11
作成部隊	静内駐屯地業務隊
作成年月日	令和6年5月8日
作成者	2尉 前田正和

仕 様 書

1 目 的

本仕様書は、令和6年度第1次対空射撃訓練において年次射撃訓練及び各種試験で使用する、ユニットハウスの借上げについて適用する。

2 件 名

ユニットハウス借上げ

3 期 間

区 分	設置期間
弾薬点検用（8連棟）	令和6年7月19日（金）～9月 1日（日）

4 場 所

(1) 静内対空射撃場

(2) 細部については、別紙第1「ユニットハウス配置図」による。

5 規 格

(1) 規格及び数量

使用区分	規 格	数 量
弾薬点検用（8連棟）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5, 400mm×19, 200mm ・ 細部については「別紙第4」による。 	1

(2) 共 通

ア 出入り口

鍵付き、引き違い戸（1, 798mm×2, 280mm）を基準とするも細部はメーカー仕様による。

イ 窓

(ア) 引き違い（1, 798mm×903mm）を基準とするも細部は、メーカー仕様による。

(イ) 各窓には、ブラインド又はカーテンを設置するものとする。

ウ 電気設備

(ア) 照明器具

メーカー仕様とし、1連棟あたり2～3個設置を基準とする。

(イ) コンセント

1連棟あたり1～2個設置を基準とする。

(ウ) エアコン

壁掛け用パッケージタイプ（5馬力200V）を基準とするも細部は、メーカー仕様による。

(エ) 配 線

配電板は負荷容量50A以上とし、配電盤の設置及び電気配線を確実に実施するものとする。

エ ケーブル通し穴

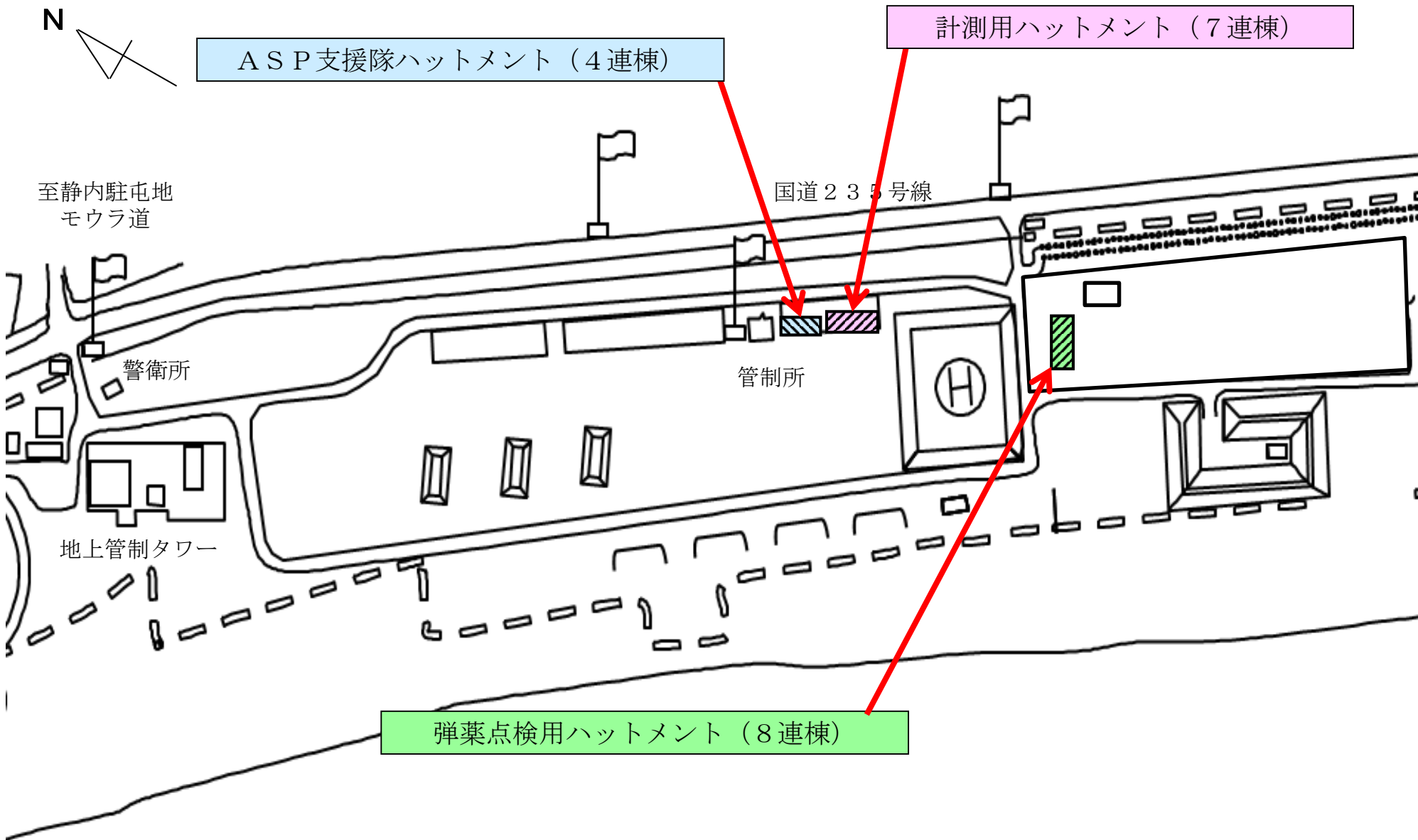
直径10cm以上とする。

6 その他

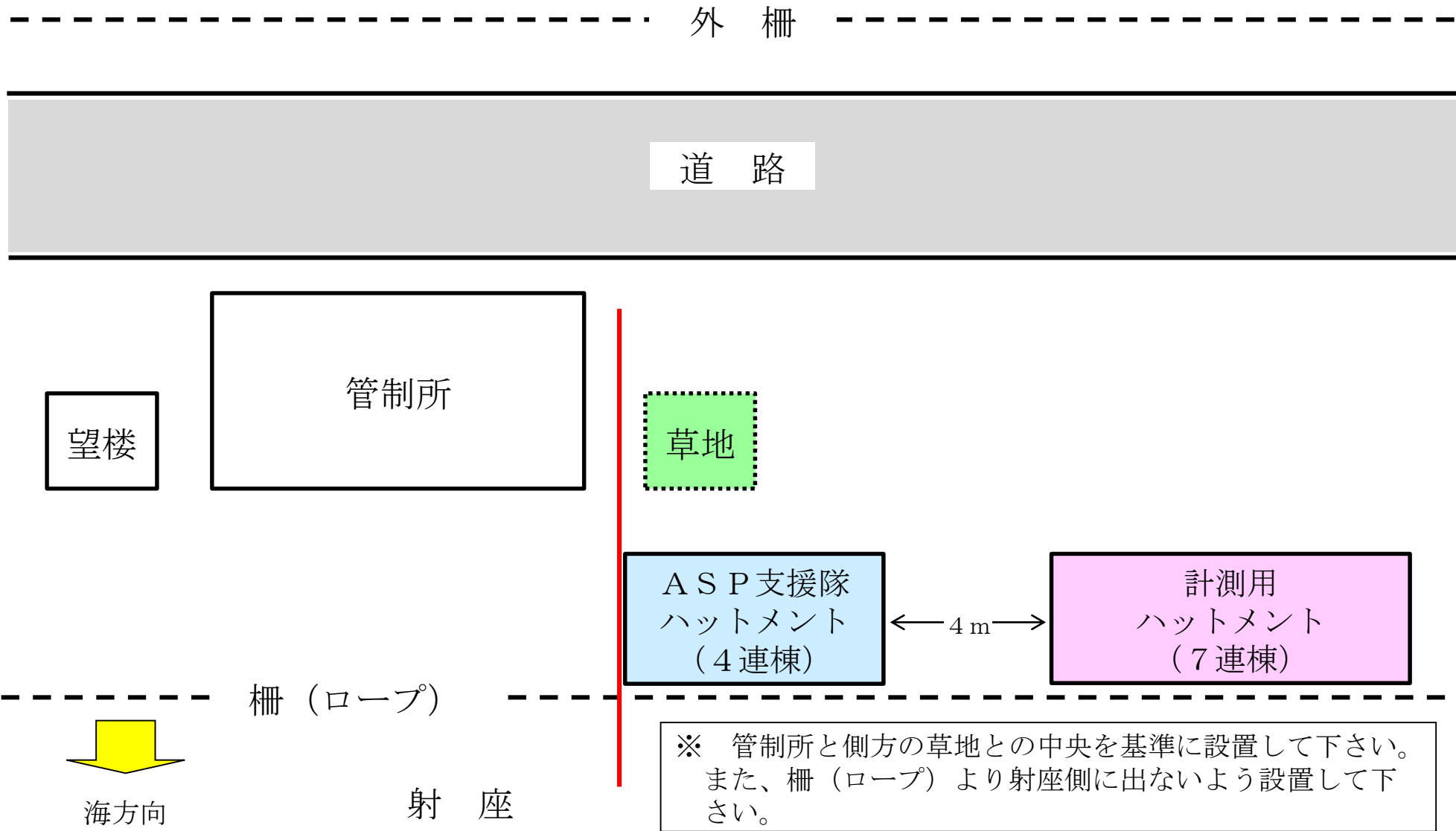
本仕様書の内容に明記が無いとき、不明な点又は疑義を生じた場合は、官側と協議するものとする。

仕様書番号	12
作成部隊	静内駐屯地業務隊
作成年月日	令和6年5月8日
作 成 者	2尉 前 田 正 和

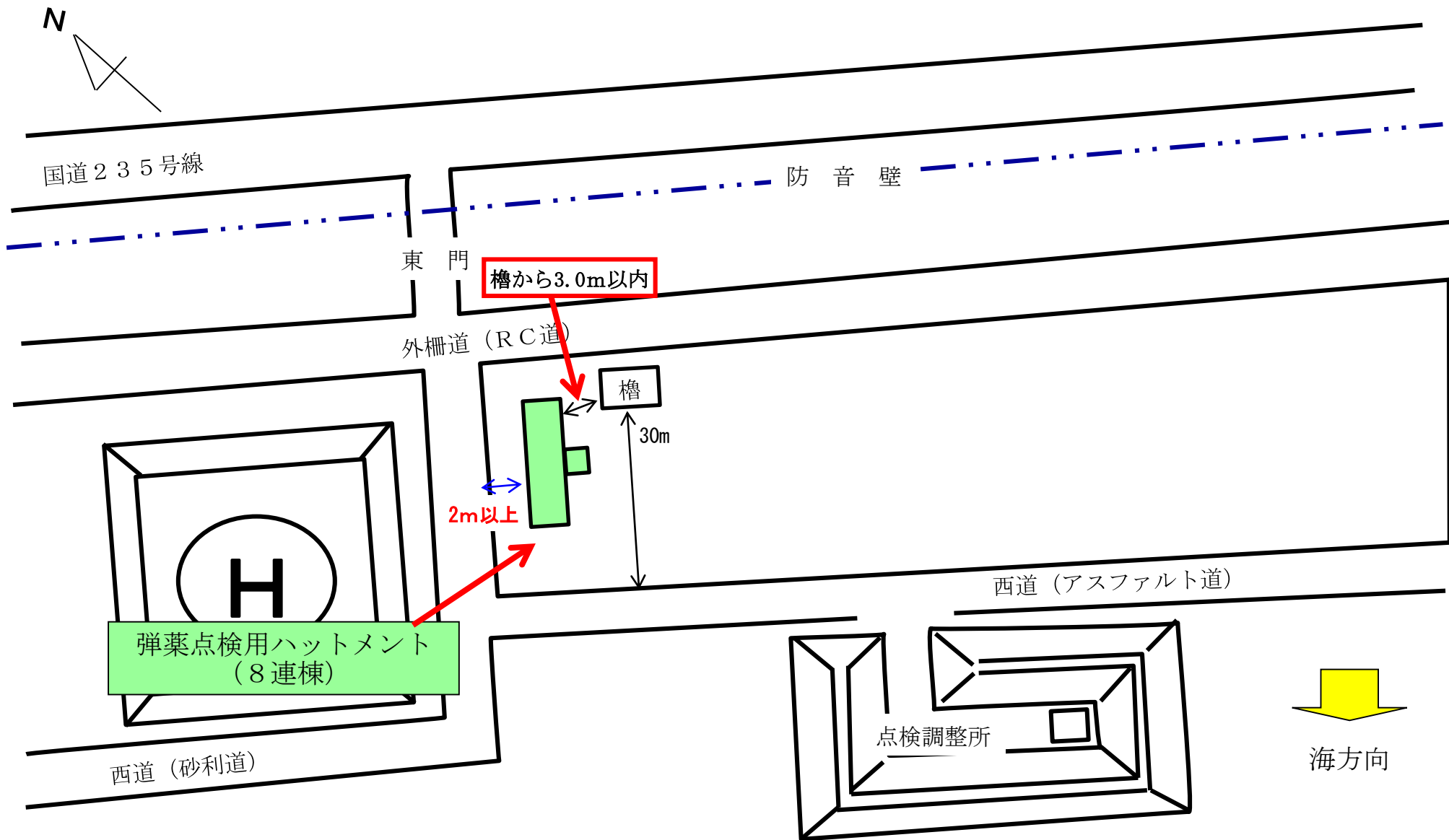
ユニットハウス配置図



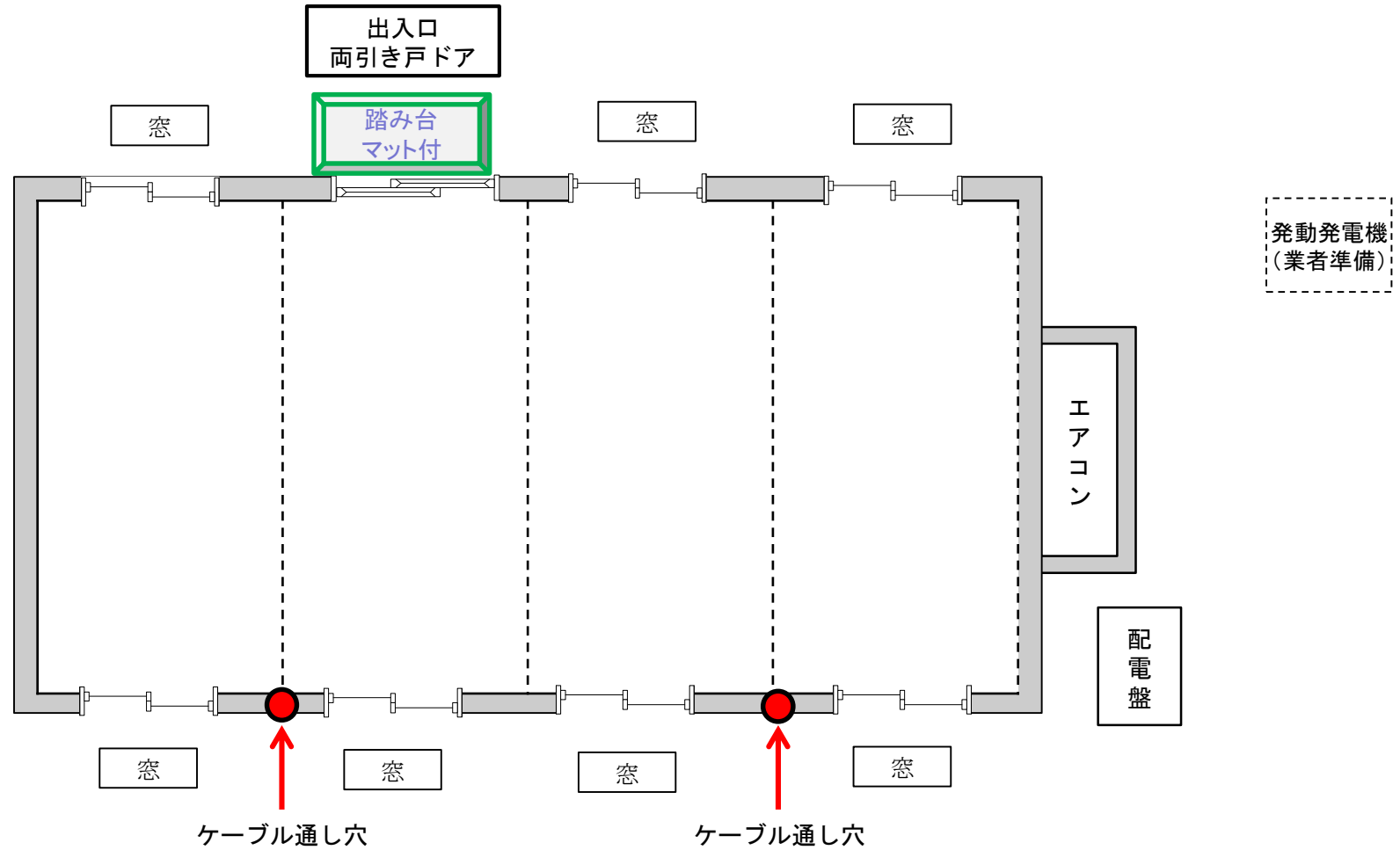
ユニットハウス配置図 (管制所周辺)



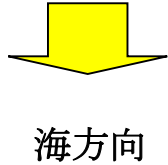
ユニットハウス配置図 (点検調整所周辺)



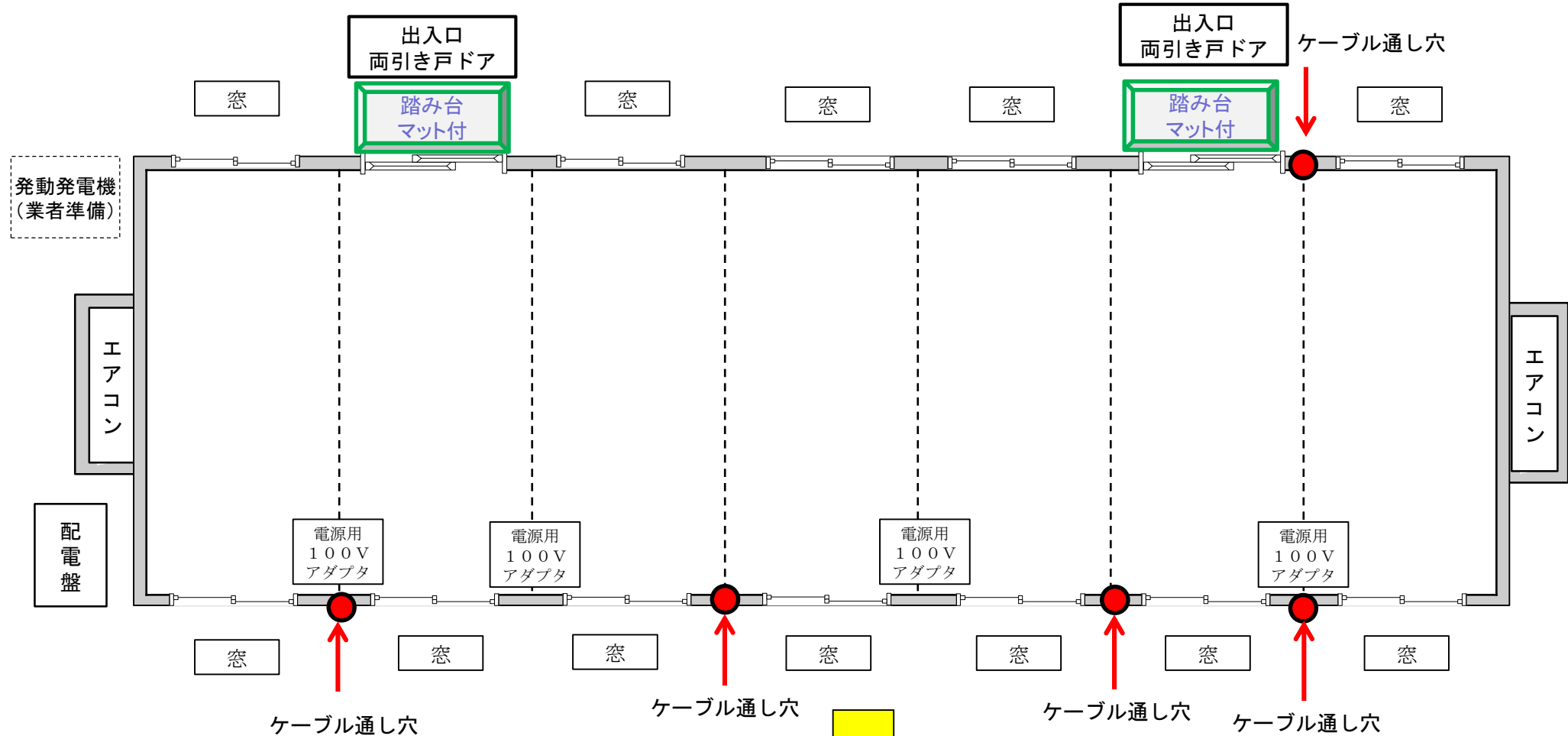
A S P 支援隊用ユニットハウス（4連棟）



※ 換気扇を2カ所設置して下さい。
窓にはブラインド又はカーテンを付けて下さい。
配電盤設置及び電気配線を確実に実施して下さい。

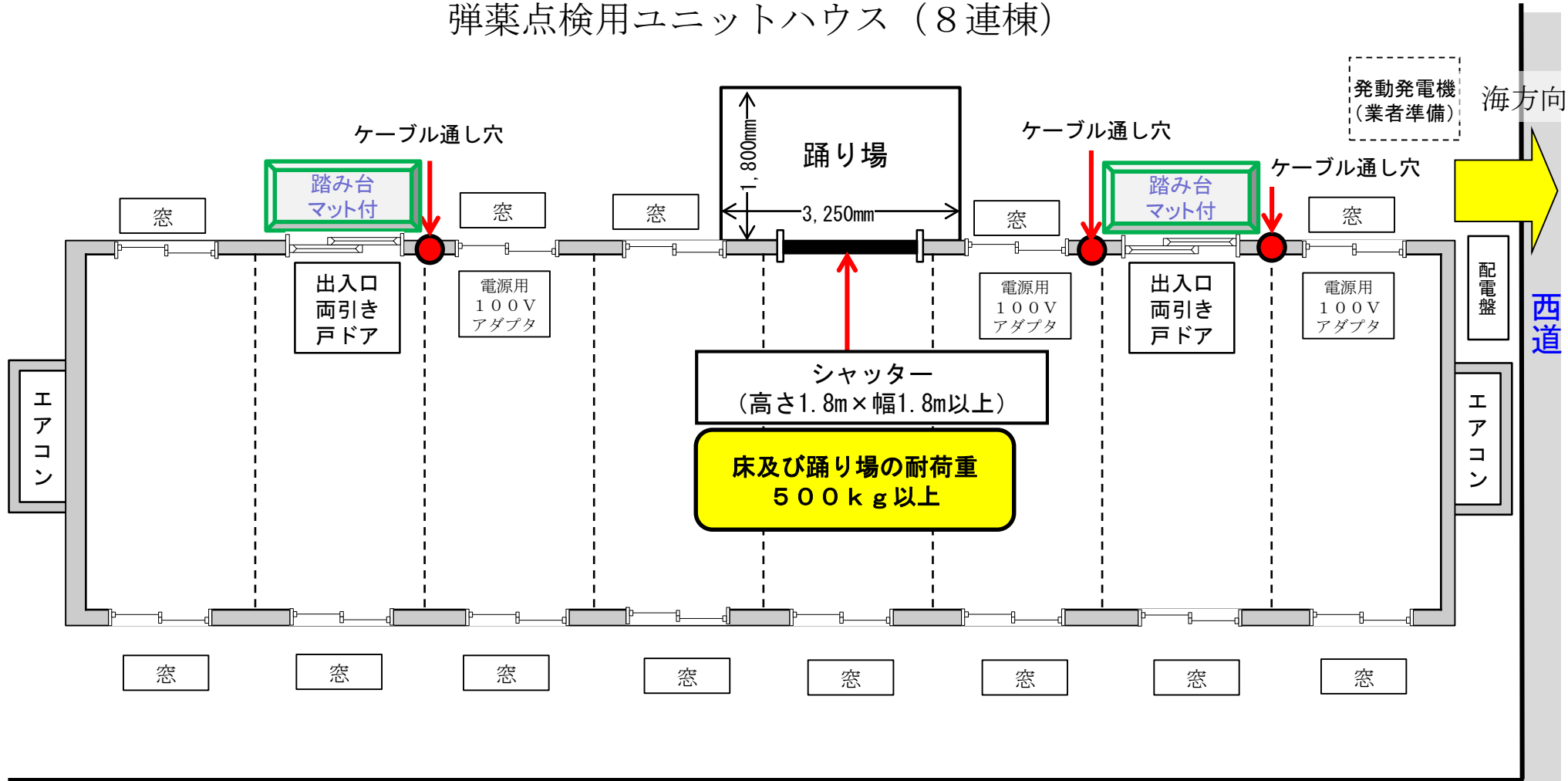


計測用ユニットハウス（7連棟）



※ 換気扇をどこか2カ所つけて下さい。
窓にはブラインド又はカーテンを付けて下さい。
配電盤の設置及びハットメントの電気配線は確実に実施して下さい。（エアコン電気配線を含む）

弾薬点検用ユニットハウス（8連棟）



※ 換気扇を2カ所設置して下さい。
窓にはブラインド又はカーテンを付けて下さい。
配電盤設置及び電気配線は確実に実施して下さい。
(エアコン電気配線を含む)